

以下の内容は、プロポーザル選考を実施するにあたり、現段階で想定される業務内容を示したものである。実際の契約締結にあたっては、プロポーザル選考事業者（受託事業者）と協議のうえ業務内容を決定し、正式な仕様書を作成する。

練馬区地域公共交通計画策定支援業務委託
基本仕様書（案）

1 件名

練馬区地域公共交通計画策定支援業務委託

2 目的

本委託は、練馬区地域公共交通計画策定等業務の支援を行うことを目的とする。

3 基本仕様書定義

本基本仕様書は、練馬区地域公共交通計画策定支援業務委託のプロポーザル選定において、企画提案書作成のために業務委託の基本事項および前提条件等を記載するものである。プロポーザル選定の結果、受託候補者と区は、業務の進め方について協議を行い、当該業務の仕様内容を決定する。今回企画提案の範囲は令和6年4月（予定）から概ね2か年度の間である。

ただし、今回のプロポーザルの結果に基づく委託契約は令和6年度のみであり、翌年度以降の委託契約について確定するものではない。

4 委託予定内容

(1) 初年度に実施を想定している業務内容

ア 練馬区地域公共交通計画の策定

(ア) 本計画の位置づけ

上位計画や関連計画を踏まえ、本計画の位置づけを整理する。

(イ) 現状と課題の整理

練馬区都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画などの既計画における現在の到達点と少子高齢・人口減少・コロナなど社会情勢の変化を踏まえた、地域公共交通の課題について整理する。

(ウ) 目指すべき将来像の検討

社会経済の変化を踏まえ、2040年代の目指すべき地域公共交通の将来像を検討する。また、将来像のパス図を作成する。

(エ) 将来像実現に向けた施策の検討

将来像の実現に向けた目標、目標の達成に必要な施策、具体的な施策の取組について検討する。

- (オ) 実現に向けたロードマップの検討
施策の計画期間を短期・中期・長期に分け、実施スケジュールを検討する。
 - (カ) 上記計画内容のとりまとめ（中間とりまとめ）
計画内容のとりまとめにあたり、わかりやすく伝えるためのイメージ図やイラスト、写真等を取り入れ、視覚的にわかりやすい配慮を行う。
 - (キ) 協議会等の運営支援
（仮称）練馬区地域公共交通活性化協議会および事前に行う庁内会議に向けた資料作成を行うとともに、協議会等の支援（資料の作成、質問・意見等への対応、録音、議事録作成、WEB会議の場合の機材準備）を行う。
なお、会議の開催回数は各々3回程度を想定している。
- イ 新たな交通手段に係る実証実験運行計画の作成
- (ア) 運行計画の作成
（１）ア(イ)および過年度の調査委託成果等を参考に、実証実験を行うモデル地域や導入する新たな交通手段の運行計画を作成する。
- ウ 新たな交通手段の実証実験に係る分析
- 上記運行計画に基づき、令和6年度下半期に別途委託による実証実験を行う。
 - (ア) 実証実験の効果検証・周知
モデル地域を対象に、住民基本台帳より約1,000世帯（無作為抽出）へ調査票の郵送配布・回収を行う。受託者は調査票の設計、発送・回収・集計等の作業を行い、利用実績等を踏まえ、データ分析を行うものとする。
なお、実証実験実施にあたり、周知用資料を作成し、モデル地域（1万6千世帯程度）を対象にポスティングする。
 - (イ) 本格導入に向けた判断基準の整理
新たな交通手段について、実証実験を通し地域の需要や導入効果を整理した上で、本格導入に向けた基本的な考え方や適切な事業の運営、運行形態などの検討を行い、本格導入に向けた判断基準を整理する。地域の需要は、別途委託する実証実験の運行事業者と連携し、利用実態を把握するものとする。
 - (ウ) 地域交通勉強会の運営支援
実証実験の実施に向け、地域の需要に応じた新たな交通手段を検討するため、地域住民との勉強会を開催する。勉強会開催に際し、受託者は勉強会に向けた資料作成を行うとともに、勉強会の支援（録音、議事録の作成、機材準備等）を行う。なお、勉強会の回数は、4回程度（各2時間程度）、参加人数は15名程度とする。
- エ 学識経験者および関係機関との協議・調整に係る資料作成
- 受託者は、庁内会議や地域交通勉強会等の運営にあたり、学識経験者および関係機関との協議・調整に必要な資料作成を行う。なお、関係機関は国、東京都、交通管理者、道路管理者、交通事業者、地域住民、練馬区議会などである。
- オ 打合せ協議
- 本委託における打合せは、業務着手時1回、中間時3回、成果物納入時1回とする。

(2) 翌年度に実施を想定している業務内容

ア 練馬区地域公共交通計画の策定

(ア) 具体的な施策の検討

目標の達成状況を評価するための数値指標と目標値の設定を行い、具体的な施策内容を検討する。

(イ) 地域公共交通計画(素案)の作成

前年度からの検討を踏まえ、素案を作成する。

(ウ) パブリックコメントに関する支援

区民の意見を聴くためにパブリックコメントを実施するが、そのための資料の作成および区民から寄せられた意見への回答支援を行い、必要に応じて計画への反映を行う。

(エ) 地域公共交通計画の作成

パブリックコメントを踏まえ、地域公共交通計画の最終案を作成する。また、計画書の概要版(A4サイズ4~8頁)を作成する。

(オ) 協議会等の運営支援

(仮称)練馬区地域公共交通活性化協議会および事前に行う庁内会議に向けた資料作成を行うとともに、協議会等の支援(資料の作成、質問・意見等への対応、録音、議事録作成、WEB会議の場合の機材準備)を行う。

なお、会議の開催回数は各々3回程度を想定している。

イ 新たな交通手段に係る実証実験運行計画の作成

(ア) 運行計画の作成

前年度の実証実験の効果検証結果を踏まえ、改めて実施する実証実験の運行計画を作成する。

ウ 新たな交通手段の実証実験に係る分析

上記運行計画に基づき、令和7年度下半期に別途委託による実証実験を行う。

(ア) 実証実験の効果検証・周知

モデル地域を対象に、住民基本台帳より約1,000世帯(無作為抽出)へ調査票の郵送配布・回収を行う。受託者は調査票の設計、発送・回収・集計等の作業を行い、利用実績等を踏まえ、データ分析を行うものとする。

なお、実証実験実施にあたり、周知用資料を作成し、モデル地域(1万6千世帯程度)を対象にポスティングする。

(イ) 地域交通勉強会の運営支援

実証実験の実施に向け、地域住民との勉強会を開催する。勉強会開催に際し、受託者は勉強会に向けた資料作成を行うとともに、勉強会の支援(録音、議事録の作成、機材準備等)を行う。なお、勉強会の回数は、4回程度(各2時間程度)、参加人数は15名程度とする。

エ 学識経験者および関係機関との協議・調整に係る資料作成

受託者は、庁内会議や地域交通勉強会等の運営にあたり、学識経験者および関係機関との協議・調整に必要な資料作成を行う。なお、関係機関は国、東京都、交通管理者、道路管理者、交通事業者、地域住民、練馬区議会などである。

オ 打合せ協議

本委託における打合せは、業務着手時 1 回、中間時 3 回、成果物納入時 1 回とする。

5 委託期間

初年度：令和 6 年 4 月下旬～令和 7 年 3 月 31 日

翌年度：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

6 成果品等

- (1) 業務委託報告書（各年度） 2 部（カラー印刷）
- (2) 新たな交通手段に係る実証実験運行計画書（各年度） 2 部（カラー印刷）
- (3) 練馬区地域公共交通計画（素案） 2 部（カラー印刷、製本）
- (4) 練馬区地域公共交通計画 200部（カラー印刷、製本）
- (5) 練馬区地域公共交通計画 概要版 200部（カラー印刷）
- (6) 上記成果品の電子記録媒体（CD-ROM等）（各年度）

7 著作物の取扱い

本委託により作成した資料・成果品の権利は、すべて区に帰属するものとし、受託者は区の承諾なしに他に公表、貸与および使用してはならない。

8 管理技術者・主任技術者等

- (1) 受託者は、本業務における管理技術者および主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
- (2) 管理技術者は、契約履行に関し、業務の管理および統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- (3) 主任技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（業務に該当する部門）の資格またはこれと同等の資格や能力・経験を有する技術者としてすること。
- (4) 主任技術者は、地域公共交通計画策定支援業務またはこれに類する業務経験を有する者としてすること。
- (5) 管理技術者は、主任技術者を兼ねることができる。
- (6) 管理技術者は・主任技術者のほか担当予定技術者全員について、当該技術者が属する組織と直接的な雇用関係にあること。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務について疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し明確にするものとする。

- (2) 本業務は、国庫補助金、東京都補助金を受ける予定となっている。会計検査等補助金検査の実施にあたり、補足資料の作成に協力するものとする。
- (3) 受託者は、本業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (4) 個人情報に関するものについては、別紙「情報の保護および管理に関する特記事項」によるものとする。
- (5) 練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月10日27練福障第2089号）を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

1 0 問合せ先・担当

練馬区都市整備部交通企画課交通企画担当係（担当）上野、岩崎、栗林
練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎16階（9番窓口）
電話 03-5984-1274（ダイヤルイン）
電子メール KOTSU-K01@city.nerima.tokyo.jp